

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部改正について

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部を改正する条例

(藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例(平成25年藤沢市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「, 指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例(平成25年藤沢市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「, 指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第87条中「第40条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。